

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	入所児童月別データ	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども課 子育て支援係	
個人情報ファイルの利用目的	入所児童・利用料の確認	
記録項目	1 児童宛名番号、2 児童氏名、3 児童生年月日、4 児童年齢、5 入所施設、6 入所年月日、7 退所年月日、8 支給認定区分、9 世帯均等割・所得割、10 減免名、11 利用料	
記録範囲	市内保育所入所世帯、受託児童と保護者	
記録情報の収集方法	入所届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	けんしん（健診・がん検診）受診者結果管理	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども課 健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	けんしん受診者に係る各情報の管理	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 郵便番号、6 世帯番号、7 宛名番号、8 続柄、9 住民区分、10 行政区コード、11 通称名、12 住民票コード、13 電話番号、14 けんしん受診結果	
記録範囲	八幡平市に住民登録を有する者（転出や死亡者を含む）	
記録情報の収集方法	各健診（検診）機関からのけんしん結果收受	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	けんしん（健診・がん検診）受診票・受検票及び案内通知送付対象者	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども課 健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	けんしん対象者への受診票・受検票、案内の送付	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 郵便番号、6 世帯番号、7 宛名番号、8 住民区分、9 行政区コード、10 通称名、11 住民票コード、12 電話番号、13 けんしん受診歴	
記録範囲	八幡平市に住民登録を有する者（転出や死亡者を含む）	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、健康かるて	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	公益財団法人岩手県予防医学協会 公益財団法人岩手県対がん協会 杜陵高速印刷株式会社	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	歯科保健事業（健診表（控）・システム）	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども課 健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	歯科健診等の受診者情報の確認	
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 続柄、9 家族状況、10 歯科保健状況、11 病歴、12 身体状況	
記録範囲	八幡平市に住民登録を有する者（転出や死亡者を含む）	
記録情報の収集方法	健診結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童手当受給者台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども課 子育て支援係	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当の支給に係る事務の執行のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 現住所、5 電話番号、6 職業、7 対象児童情報（氏名、性別、生年月日、住所）、8 受給口座情報、9 所得情報、10 支給額	
記録範囲	受給資格者、配偶者及び対象児童	
記録情報の収集方法	本人届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	入所児童データ	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども課 子育て支援係	
個人情報ファイルの利用目的	入所児童・保護者の確認	
記録項目	1 世帯番号、2 児童宛名番号、3 児童氏名、4 児童生年月日、5 年齢、6 施設名、7 支給認定区分、8 認定番号、9 入所年月日、10 退所年月日、11 保護者宛名番号、12 保護者氏名、13 保護者生年月日、14 住所、15 世帯均等割・所得割	
記録範囲	市内保育所入所世帯、受託児童と保護者	
記録情報の収集方法	入所届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	脳ドック受診助成対象者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども課 健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	脳ドック受診助成事業の対象者へ事業周知を行うために作成するもの	
記録項目	1 世帯番号、2 宛名番号、3 漢字氏名、4 カナ氏名、5 住所、6 生年月日、7 郵便番号	
記録範囲	4 月 1 日時点で満 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳である八幡平市民	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	母子保健事業（健診票（控）・システム）	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども課 健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	妊娠届出時から出生後の乳幼児の健康状況把握や健診記録、相談・指導等の記録に活用している。	
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 続柄、9 家族状況、10 結婚歴、11 親族状況、12 居住状況、13 健康状況、14 病歴、15 障害、16 身体状況、17 性格・性質、18 職業・職歴、19 財産・収入、20 納税状況、21 公的扶助	
記録範囲	八幡平市に住民登録を有する者（妊娠届時以降）	
記録情報の収集方法	本人、健診結果、関係機関との連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	予防接種事業（予診票（控）・システム）	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども課 健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	定期予防接種等の接種者情報の確認	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 健康状態、6 病歴、7 接種同意者氏名	
記録範囲	八幡平市に住民登録を有する者で予防接種（全額公費負担もしくは市助成がある予防接種）を受けたもの	
記録情報の収集方法	本人が接種医療機関に提出した予診票	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		